

第5回情報開示・発信基盤に関する  
ワーキング・グループ  
議 事 録

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）

# 第5回情報開示・発信基盤に関するワーキング・グループ 議 事 次 第

日 時 平成 23 年 3 月 11 日（金） 13：01～15：18

場 所 中央合同庁舎 4 号館第 2 特別会議室

1. 情報開示・発信基盤整備の在り方について

○松原主査 皆さん、こんにちは。1時になりました。ただいまより、「第5回情報開示・発信基盤に関するワーキング・グループ」を開会いたしたいと思います。

本日は、鶴尾委員、金子委員、田中委員、深尾委員は御欠席ということです。また、杉野委員の代理として遠藤さんが、または田尻委員の代理として吉田さんが出席ということでよろしく願います。

それでは、第5回になりましたが、今回大分取りまとめにも入ったということで、できれば今日で一つの結論を見て専門調査会、それから推進会議の方に報告できる形にまとめたい。一応予備日は取っておりますが、できるだけ今日まとめていくという方向で進めていきたいと思っております。

本日の議題としまして、まず我々のこのワーキング・グループのアウトプット、成果について、これは皆さんのお手元にあります資料1、2、3の3が上の会議に提出していく我々のアウトプットとして今お出ししているものです。この3つの文書について議論をして、できる限り合意を得たいと思っております。

まず、本日の進め方についてですが、今回最後に皆さんの意見を取りまとめて事務局で整理していただきました。この整理していただきました基本情報フォーマットと、それから新しい公共支援事業というものがこのフォーマットを基に事業を展開していくこととなりますので、新しい公共支援事業における情報開示の推進との関係について、事務局より御説明いただく。

その後、それを受けまして残された論点、これは資料6に残された論点として皆さんの御意見をいただいたものと前回残された論点を整理していただいておりますので、これを議論して今回の資料を1、2、3と固めていきたいと思っております。そして、最後に「標準開示フォーマット」の内容も固めていくということで議論していきます。

それでは、基本情報フォーマットと新しい公共支援事業における情報開示の推進の関係について、まず田和参事官から御説明いただきたいと思います。田和参事官、よろしく願います。

○田和内閣府参事官 いつもお世話になっております。田和です。

前回、最後に混乱をいたしてしまいましたので、これから御説明をさせていただきます資料5に沿って新しい公共支援事業の関係と、我々がこれまで議論をしてきているまさに標準フォーマットとの関係を整理して、具体的にどういう方式があるのかということについて我々なりの考え方を御説明させていただきたいと思います。

1ページ目でございます。まずは今後の情報開示・発信基盤の整備ということですが、本文にも書いてありますけれども、将来的には内閣府が都道府県と協力して閲覧情報が一元的に公開できるようにしようということです。

ただ、それにはそれなりの時間とか、予算要求とか、その制度設計にかかりますので、当面の間の対応はどうするかということがある。

その下の「整備スケジュールのイメージ」というところですが、いろいろ法案が採択されるということも前提にはあるんですけれども、22年度の補正予算で取った87.5億円によって23年度、24年度の2か年で支援事業ができることとなっております。この支援事業というのは、まさに今後新しい認証・認定の仕組みができてくることによって、そこで市民に対する情報公開を大きくやって

いきましょうというあるべき姿の間のとりあえずのつながりであり、かつその間のいろいろな支援事業を通じたNPOのITリテラシーのための向上とか、そういったものにしっかり使って役立てていこうじゃないかという2段階の仕組みになっているわけでございます。

それで、下の方でまさにずっとこの会合を通じて、基本情報というものはどういうことであるべきかということを中心に我々は議論させていただいておりますけれども、それが24年度の予算要求、それからシステム開発を通じた後、早く25年度以降ではないかと思っておりますが、25年度以降の新しいポータルサイトを運用していくに当たっての基本情報ということで、今まさに議論をさせていただいております。そこでは、できれば電子提出ということで、NPOの方々が電子提出をすれば閲覧だけではなくて編集とか検索とか、そういうことが一元的にできるようにしようじゃないか。すぐにできるというわけではないんですけども、そういう理想形を持ってやろうじゃないかということでございます。

ただ、それまでの間はやはりどうしても現在の都道府県ごとのばらつき、対応の違い、そういったものも含めて、それから今回まさに予算で対応している範囲などを考えて、当面の2年間の対応ということで考えていく必要がある。

ただ、その際にも我々がまさに今後、将来形として考えるフォーマットをやはりそれに準じてやってみてはどうだろうか。そういう議論の組み立てになっているということでございます。

次の2ページ目は、まさに将来的なNPOのポータルサイトのイメージでございまして、ここはNPO法人が「基本情報」の入力、「事業報告書等」の電子提出、それから都道府県独自の「追加情報」というものが、ある意味で2階建てのような情報体制になるのだというふうに理解をしております。その内閣府のNPOポータルサイトの中では、まさに我々が今2枚紙で議論している「基本情報」、それから「事業報告書等」という形のいろいろなものがPDFとか、将来的に電子データとしてどんどん蓄積されていく。それで、都道府県においてはもっとそれぞれの対応に応じたデータベースが構築されている。これの外に、更に民間がそれぞれのいろいろなノウハウを活用したデータサイトがあるというようなイメージだと思っております。

それで、その下の方に注が書いてありますが、この「基本情報」、「追加情報」の入力の仕方は①、②ということで、内閣府に入れ込む「追加情報」は都道府県データベースに入れるというやり方。それから、都道府県データベースに入れて内閣府のポータルサイトに反映するというやり方もあるということで、ここは今後の制度設計の段階でそのコストの見合いとか、それぞれ都道府県の今の構築状況とか、そういったものを踏まえながら検討していく必要があるということでございます。

次の3ページ、4ページはとりあえず仮置きになっていますが、今まさに議論しているそのフォーマット、基本情報でございます。こういうものを活用しましょう。

5ページ目は、23年度、24年度の新しい公共支援事業において情報開示をモデル的に進めていこうじゃないですかということございまして、ここも標準フォーマットを内閣府が提示いたしまして、その標準フォーマットに準じて都道府県でどういう形でやるかということを考えていただいております。その下で、NPOが各都道府県でフォーマットの形は違って来る可能性はございます。それはまた後ほど説明いたしますが、これは標準開示フォーマットに準じて都道府県で決め

ていただいて、そのときにできれば当然、この都道府県は余りにも情報開示が少な過ぎるとか、この都道府県はすごく大きな量を要求し過ぎているというようなことになりますと、何のための標準化かという話がございますので、ある程度こんな感じでやりたいということを国とも相談をしていただいて都道府県フォーマットを提示する。それで、NPOがそこに書き込んで内閣府とリンクをするということでございます。

6 ページにその内閣府のイメージがございます。内閣府の新しい公共支援事業のページを、内閣府のサイトの中に構築をする。そして都道府県ごとのサイトとリンクをして、そこをクリックしていただくと何とか法人というものが出てきて、では何とか法人というものが具体的にどういう情報開示をしているかということにいく。

その情報開示の中身がどういうものかということですが、その次の7 ページ目をごらんください。我々が考えている方式というのは、都道府県の現在の対応状況に応じて3つあるのではないかと考えておまして、一番単純というか、簡単な方法は、次の8 ページ、9 ページの「標準開示フォーマット(特定非営利活動法人用)」と書いてあります。これはまた後ほどの議論になりますが、新しい公共支援事業は特活法人だけではなくて公益法人とかも活用できますので、その他の法人用というものもとりあえずつくって今日御議論いただきますが、こういったフォーマットです。

これは先ほどの将来形のフォーマットと何が違うかということ、そこは非常に単純でございまして、これも議論されておりますが、やはり将来は法人番号を付けろということが理想形の基本情報には入っていたわけですが、当面の2年間は法人番号というものはありませんので、その番号がない。それから、これもまさに議論になっておりますが、監視監督情報というものは当然将来の基本情報には掲げろということではありますが、これは当面このところでは掲げていない。それ以外の項目は、先ほど御説明していただきまして我々が議論をしている基本情報フォーマットと全く中身は同じでございます。

この2 ページの紙を、非常にシンプルな形で言えば、NPOに手書きでも何でもいいですから埋めていただいてフォーマットをその都道府県に出していただいて、それをPDFでアップロードしていただき、それを内閣府のウェブページとリンクを張る。これは一番シンプルな形でございます。

それから、都道府県によっては、今週都道府県説明会をいたしました。例えば愛知県などはかなり自分たちのところはその情報が整備されているんではないかというようなことをおっしゃっております。

そのときは、一番左のケースですけれども、その都道府県がある程度例えば改修をするとか、改修しなくても編纂するだけである程度データが整備されるということであれば、それを活用してリンクを張る。

それから、一番右側のケースですけれども、本日NPOセンターとCANPAN、それぞれ資料11、資料12で説明資料を提供していただいておりますが、既に実は民間のデータベースでかなりのところが整備されておりますので、例えば都道府県から委託をする。これもかなり聞きますと、そんなに多くのお金がかからないのでできるということですので、例えばデータベースを構築していないような都道府県の場合はこの民間データベースを活用して、それで内閣府のウェブページにリン

クをするということもあろうかと思えます。

ある意味で過渡期のこの2年間の試行、トライアルでございますので、統一的な形というふうにはいかない。都道府県でそれぞれのバリエーションもあるかもしれないし、その入れ方も電子データであったり、PDFであったりとか、いろいろな形であるかもしれませんが、まずはこの新しい公共支援事業を活用する法人の方々が財務情報とか自分たちの組織情報をしっかりと発信をしていく、そのためのモデル的な取組みとして発信をお願いする。そういう主眼でもって進めていってはどうだろうかということで、ここで整理をしているということでございます。

10 ページは既に公表されておりますが、新しい公共支援事業のガイドラインというものの中でこの情報開示の位置付けもしっかりさせていただいているところですので、その関連の資料をここで提示を参考までにしております。

とりあえず以上でございます。

○松原主査 ありがとうございます。

論点に入る前に、ここをしっかりと確認しておいた方がいいと思うところがあります。簡単に言いますと、皆様のお手元にある我々のアウトプット、資料1と、それから資料2のフォーマットというものはセットです。それで、資料1と2というのは将来的な平成25年度以降の内閣府のNPOポータルサイトの一つの理想に向かって、こういう形がいいですよということを提言しているものです。それで、資料1については若干残っている論点を除いて大体のところは皆さんに御了解いただいた。

さはさりながら、資料2として今日議論するものと、この前議論になったこの3月、もしくはこの新年度から2年間で始まります新しい公共支援事業で使う情報開示フォーマット、特にそれをどういうふうにしてアップしていくのかということに関して、今は全然アップする先がしっかりどこか決まっていないという現状があります。

そこで、皆様のお手元にある資料3がこの新しい公共で使われる情報開示フォーマットの案ですが、前回山内審議官から3か月以内にアップするよというお話がありましたが、これをどうやってアップするかというのは今、田和参事官からお話いただいた情報基盤の道筋についての、取り分け7ページの形です。

それで、一言で言うところとちょっとわかりにくかったところがあるかもしれませんが、もし間違っていたら田和さんに補足していただきたいのですが、私流にシンプルに言うと、内閣府も含めて48の所轄庁が今年から動くということで、48所轄庁ごとに方式が全部違ってもしようがないということですね。

○田和内閣府参事官 そういうことです。

○松原主査 それで、48所轄庁ごとに、要はNPOから新しい公共支援事業の事業をもらったら、その所轄する庁がもらった情報についてこの資料3のフォーマットに関してなるべくそれに近い形で自分のところのデータベースに上げていく。それを上げていくに当たっては、都道府県がつくっている、もしくは内閣府が今つくっている基本的なデータベースを改修して上げていく。これが7ページの左で、それはNPO等が入力する場合もあれば、ひょっとしたらこの資料3の標準フォー

マットに手書きか何かで、もしくはタイピングしてもらって情報でもらったものをPDFでそのまま上げるといふこともありといふことですね。

それがケース2で今の真ん中の例で、ケース1が入力するケースで、入力する先もない場合はフォーマットを書いて入れてもらってPDFで都道府県が自分の都道府県のウェブページにアップする。

それで、ケース3が一番右で、これはNPO等が所轄庁が指定する。つまり、48所轄庁がそれぞれ指定する民間なりどこかのサイトに上げて、これに入力する。その際に、この民間のデータベースに関してはなるべくこの標準フォーマットに近いものにしてもらうよう、そこに関しては都道府県と国とで調整するといふ話ですね。

それに関して、最終的にそういう形ができ上がったら、6ページで今の話で言うと各県、所轄庁ごとに上げる形が違う前提があるといふことですね。だから、都道府県ごとに場合によっては都道府県のウェブサイト上がる。場合によってはCANPANさんに上がる。場合によってはNTTひろばさんに上がる。場合によってはチャリプラさんに上がるというふうな形で、もしくはヤフーさんに上がる、エヌポートさんに上がるのもいいですが、それは都道府県ごとに決めていただくといふことです。もしくは内閣府も決めていただいて、それを県ごとに内閣府がまとめて、それを一覧したものを内閣府で各ウェブサイトの当該ページとリンクを張るといふことです。

だから、幾つか各データベースはほかの新しい公共支援事業ではない団体のデータも持っているけれども、それを受けた団体のところと直にリンクを張る形をとってもらうようなことを内閣府と相談してやるという形で、とりあえずこの2年、新しい公共支援事業はやっていって、その間に資料1、2にあるような理想形的な形を国として構築していく努力をしていきたいといふ話です。

御質問はありますか。

○吉川委員 そうしますと、2年後に内閣府のポータルサイトに全部移行することになるといふことですか。

○田和内閣府参事官 全部移行するといふか、先ほどの2ページの、何が何に移行するといふことのイメージがわからないのですが、つまりこの2年間はある意味で手書きのものとかたくさんあるわけですから、移行するといふよりは少なくとも2年間は現状が続くわけですね。つまり、内閣府は内閣府のNPOポータルサイトがある。都道府県は都道府県でいろいろやりますといふ形になるわけですね。

それで、その後、新しく地域主権の下でいろいろ展開していきましょうという法律も整備をする中で、新しい体系、新しい情報、システム、こういったものを構築しなくちゃいけません。それはある意味でその延長に、例えば今の内閣府のポータルサイトなどを見ると10項目しか書いていないのですけれども、これをまさにこういう新しい標準形のフォーマットにしていきましょうといふことですので、相当大きな拡張はあるのですけれども、そこに一挙には飛んでいけませんよといふことで、この2年間は大きなシステム改築とか、そういうことをやるといふのではなくて、少なくともまさにこの標準フォーマット、システムを余りお金をかけていじるといふのではなくて、むしろ人的能力を財務諸表にしたり、そこのところをいろいろ高めていくための手段として、この新しい

公共支援事業を使っただけということだと思っています。

○吉川委員 その辺は理解しているつもりなんですけれども、そうすると2年間で各都道府県の方とか民間のところを整備をしますということをしていきますね。それで、2年後には内閣府は総合的な新ポータルサイトを立ち上げるということですので、そこに向けて全部データは新ポータルサイトに、今まではリンクを張っていたけれども、データは移動するということになりますね。

移動する部分としない部分があるかもしれないけれどもということですが、そうすると、全体の基本情報は内閣府が押さえるけれども、ポータルサイトに入る。それ以外の都道府県で必要なものは今までどおりプラスしているものがあるかもしれない。ただ、フォーマット自体は新ポータルサイトと同じような項目が入るようにしていけるといいなというようなことですね。

でも、2年後にはもしかしたら都道府県は同じようなものにしていくべく努力はするかもしれないけれども、しないかもしれない。そういったところはそごが出てくるけれども、その辺の切り分けがいまひとつ私はよくわからないんですけれども。

○田和内閣府参事官 そこは、おっしゃる問題はどうしてもあるんですね。それは最終的にはこれから地域主権だということですから、ある意味で地方の裁量というのはかなりあります。だからこそ、まさにこういう標準化の議論をしながら、都道府県の方々にも説明しながら、皆さん一緒にやっていきましょうよと、今はそういうアプローチで、国がこれから例えばこれで決めたから、ではやってくださいとはなかなか言いづらいところがあって、そこはなるべく皆で同じようなフォーマットで最低限のところはそろえた方がいいわけですね。いろいろなデータベースを整備する際にもその方が安いですよということを納得していただきながら、御理解を得ながら……。

ただ、過渡期でもありますので、例えば来年度システムを構築しちゃったよという都道府県があったとして、ではすぐその1年後に全部変えられるかという問題があったとき、それは絶対変えてくださいということもなかなか言いづらいところがありますから、そこは都道府県の実情、まさに議論も最初はやりましたけれども、ある程度段階的アプローチを取らざるを得ないところもありますよねというのはあるんじゃないかと思います。

○吉川参事官 その辺は理解しているつもりですけれども、最終的に基本情報は一つのところに集まっていれば、例えば都道府県は基本情報は内閣府のポータルサイトを見ればよいよと。それで、それ以外の情報で都道府県の中でそれぞれが持っているものはありますよというふうに切り分けができるのかどうかというところがあると思うんです。

そうしないと、今の構想でいくと、同じ情報を2つのポータルサイトなり、幾つかのポータルサイトに載っている状態になるということですね。

○松原主査 それはちょっと違うと思います。それはシステムの設計の仕方で、その入れ方なんですけれども、1つのところに入れたらほかのところにも全部ダウンロードできるようにして共通に、例えばエヌポートさんとひろばさんとCANPANさんと内閣府の基本情報を使えらなったら、どこか1つに入ればほかのところも同時に入るというような仕組み設計にしまえば、その基本情報は全部一緒に入って、その上に各団体もしくは各都道府県が独自の情報のコーナーをつくることできる。こういうことは可能で、それは設計のやり方になってくると思うんです。

○吉川参事官 わかりますけれども、それが実現できるのかどうかということがちょっと心配なんです。

○松原主査 それが実現できるかどうかは今からの予算取りとかシステム設計にかかっていると思いますが、理論的には可能な話なので、一応そこを目指しています。なるべく多くの民間のこういうデータの利活用を促進していきましょうというのが基本の立場なので、民間にもどんどんこういう情報を提供して、民間がそれを使ってプラスアルファで情報を加えて、よりいいデータベースがつくれて、しかもNPOの方も入力の手間が省けるようなものにしていく。所轄庁も情報を照らし合わせたときにそごがないようにしていくというのは議論の柱かと思います。

○吉川参事官 わかりました。ありがとうございます。

○松原主査 ほかに進め方でいかがですか。では、池本委員どうぞ。

○池本委員 資料5の6ページ、7ページについて確認させてください。7ページの一番右に民間データベースと書いていて、6ページの下に民間データベースと書いてありますが、まずこれは別だと思っていいですね。

その上で、6ページの左のサイトの方の民間データベースというのはどういう基準でここに載るのかを知りたいということが1点目。2点目は、7ページにある都道府県から民間データベースに委託ということは、仮に大阪府さんが日本NPOセンターさんのNPOひろばに委託をしたとしたら、そのデータをこの右に大阪府のページがあったとしたら、NPOひろばからの情報がそこにどんどん掲載されていくというイメージでいいですか。

○田和内閣府参事官 6ページの民間データベースというのは、申し訳ないのですが、一緒に書いてありますが、まさにNPOとか、そういったものを情報提供するためのもので、おっしゃったようにここに1本線を引いていただいて、都道府県のところに1本線を引いていただいて、その情報は7ページの仕組みとリンクしているということです。

○松原主査 わかりましたか。それではいいですか。

○池本委員 大丈夫です。

○松原主査 あとは、リンクは〇〇県ごとに自分のページのところがどうなるので、ただ、自分のページによってその県の中でも例えばたくさんNPOに登録しているとしますね。新しい公共支援事業で受けているのはその中の一部でABCだけだ。そうすると、そのABCにだけ飛んでいくというイメージですね。

○池本委員 そうですね。

○松原主査 よろしいですか。ほかにこの点に関して御質問はいかがですか。

では、遠藤さんどうぞ。

○遠藤氏(杉野委員代理) 神奈川県(NPO)協働推進課の遠藤と申します。今回、杉野の代理で出席させていただいております。

一部、私どもの意見にもなってくるかと思うのですが、今、御説明の中で試行期間の考え方なのですが、都道府県の状況はいろいろあるのでまずはNPO法人の皆さんには人的能力を高めていただくという趣旨での御説明があったのですが、本来ですと法人さんのITリテラシーだとか、

あるいは情報の流通、そういったところを目指していこうという考え方の中では、この2か年間のトライアルにおいてもそういう法人さんが自ら入力をしたり、あるいは情報が流通できるというような仕組みを本来は目指すべきではないかと私どもは今、思っております。

そうすると、今、言われた、例えばPDFで張り付ければいい。例えば、法人さんが手書きで書いてPDFで張り付ければいいというものは本来目指そうとしていたものなのかどうかというところにはちょっと疑問があるかと思っております。まずそれが1点です。

○松原主査 1点ずつやりますか。

○遠藤氏（杉野委員代理） 関連しますので続けてよろしいでしょうか。

あとは、先ほども御質問があったように、今後統一的なデータベースにしていくのかどうかというところなのですが、今は各県で取組みがいろいろ多様でいいというお話だったのですが、今、私どもが申し上げたようなやり方を目指すときに、ではデータベースを開発しましょう、整備しましょうということに仮になったとします。

それで、法人さんが入力できるような形をこれからつくりましょうということになったときに、恐らくその財源というのは基金の事業を使ったらどうかというお話かもしれないのですが、では将来的に国の統一的なデータベースにこういうふうにつながっていくんだよ、活用ができるんだよということであれば、開発する意味合いもあるのかもしれないのですが、その行く末がわからない中で各都道府県がばらばらに開発をしてしまった。それで、結果的にはその2年間しか使えなくなったといった場合には、その基金のお金の使い方としても非常に無駄になるのではないかという気もするのです。

そういう意味では、私ども本来の形としてまず目標とするのは、そういうITリテラシーを向上させるようなトライアルができる。流通ができるようなトライアルができる。そのためには、まず将来的には国のデータベースに統一化していく。それで、その中でそこに結び付くような開発なりを仮に都道府県がやるということであれば、そういう線がないとなかなかやる意味合いも薄れてくると思いますし、都道府県が勝手に開発するというのも非常に難しいかと思っております。

○松原主査 趣旨はわかりますので、田和参事官に答えていただきます。それは前回、終わりの方で議論になったことですね。

○田和内閣府参事官 言っている趣旨を全く否定しているわけではなくて、全く私はそのとおりで思っていてまして、今の私の説明で足りなければ同じことを申し上げることになるかもしれないのですが、今、我々が言ったのは、はっきり言ってあくまでもこの2年間で余り情報投資をこのお金でしないでくださいということを申し上げているわけです。

それは先ほどのなるべく既存のものを活かしながら、それでその改修もいかに民間を使うとか、PDFでアップするとか、そういうことを考えていましょうということで、将来のために今、例の87.5億円を情報データベースに使うよりは人的というふうに申し上げたのはそういう意味合いです。

ただ、先を見るに当たっても、もう既にいろいろなことが一斉に動き出しますので、まさにこういうワーキングで皆でちゃんとコンセンサスをつくりながら、どういう姿になるのかという将来像

の基本フォーマットを提示しながら議論していきましょうという話です。

それからもう一つのPDFではない方がいいというのは、それはおっしゃるとおりで非常にチャレンジしていただきたいところだと思うんです。

ただ、片方でそれを電子情報開示するという話は、やはりそれぞれの都道府県でなかなか大変ですよという声も一方であるわけで、そこは都道府県の実情に応じてやってはいかがでしょうかという弾力的な対応でやってはいかがか。そうしないと、多分まず一斉に頑張って電子データで入れましょうと言っても追いついていけないところはなかなかないんじゃないかと思いますので、それはできる限り高みを目指していただきたいと思いますとは思っております。

○松原主査 追加しますと、前回の最後はそれで終わって、杉野さんがむしろ電子化を強力におっしゃったのですが、都道府県と状況が違いますよというお話に皆さんがなって、都道府県はまだ十分アップする先がない場合もあるんです。それを3か月以内に全部整備しなきゃいけない。

これは3か月という期間がありますので、それに間に合わせるような形で、ではすぐ電子化しろ、そのためにホームページを先につくれというのは無理な話がありますということから、これはちょっと無理ですよという話で今日きているんです。

それで、将来的に統一的なものにしていきましょうねというのは、資料1のところでは将来的にという話を既にしていて、3ページで官民協働してやっていく。そのときは内閣府と都道府県が協力してやっていくんだということは当時の杉野さんの意見を取り入れてこういう表記になっています。ですので、一応片付いている問題かなということですが、それでよろしいですか。

○遠藤氏（杉野委員代理） 私ども、本来の目的としては先ほどお話ししましたが、ITリテラシーだとか情報の流通化ということなので、何かしらの形でそういうことが効果が出るような方策をやはり示すべきではないかと考えているところでございます。

それで、今、都道府県で整備するのは非常に抑えてもらった方がという話だったのですが、それは仮に都道府県がやったという場合の話なので、予算の立て方というのは国で立てるという方法もあると思いますし、そこは仮に都道府県がやればということでのお話だとは思っているんですけども。

○松原主査 これも前回の確認なのですが、新しい公共支援事業でやる話なので、仮にという話ではないんです。都道府県の新しい公共支援事業の基金の中でどうするかという話で今、進んでいる話だとお考えいただけますか。

○田和内閣府参事官 神奈川県の場合は、もう事業報告書は電子データで出してくださいというやり方も仕組みとしてはできているわけですよ。

○遠藤氏（杉野委員代理） はい。電子申請という形での報告はいただいております。

○田和内閣府参事官 そうですよ。だから、すごく先端的にしている都道府県ですから、そういう意味で言えばまさにそういうものを活用しながら、ただ、この2年間を余りがんじがらめにしてしまうと、すごく都道府県というのは多様性があるものですから、この短期間でまず予算がないという議論も当然ありますし、今からでは何もできないですよ。

それはいろいろな多様性を含めながら、できればアウトプットのイメージを共有しながら、非常

にあいまいだと言って常に怒られてしまうのですけれども、ある程度この2年間、助走の期間だということやらざるを得ないのかなというのは現実の課題からきている話です。

だから、神奈川県さんの場合はかなり進んでいるところですから、そこでPDFでやってくださいと我々は言うつもりもないので、いろいろなパターンをお示しした上で、神奈川県が最も効果的だと思われる方法、かつそれが将来にどういう形で生きていくのかということ考えた仕組みというものをとっていただくのが一番いいかと思います。

○井上委員 我々の方も、神奈川県さんと同じような課題だと思うんです。最終のイメージは資料1、2で出てきているので、それにどう移行していくのかということは大阪府でも今はデータベースを持っていますので一番悩ましい。

それで、今お聞きした新しい公共支援事業との関係はやはりなかなかわかりにくくて、これは一定この支援事業をやって、先ほども委員からありましたように、どう移行していくのが問題ですが。見ている限りでは、移行を考えるのではなく、これはこれで、別としてNPOの体力強化であるとか、先ほど御説明があった部分を中心にしていくという方がわかりやすいかと理解しているんです。

ただ、将来のポータルサイト、内閣府さんの方にどう我々もつなげたらいいかということで一定お示しが今回出ればと思いますが、これはシステムの関係性を2つの方法で今、考えておられることで、ちょっとその方向が見えないので残念なのですが、そういうことであれば我々のところは一定それに近いものを持っておりますので、新しい公共の中で改造できればそれはいいと思っています。

ただ、将来ポータルサイトを組まれるときに、各県が入れる情報の仕方に負荷がかかるのであれば、これはまた新たな経費が生じますので、そのところがやはり皆さん各都道府県で悩ましいんじゃないかと思います。

○田和内閣府参事官 もっとわかりやすく言えば、おっしゃるように新しい支援事業で移行するという考え方よりは、2年後というか、25年度から新しいものができると考えていただいた方がよくて、それはおっしゃるとおりです。

そのときに、この2年間、全く同じ形で、各都道府県でばらばらにやるという形ではなくて標準フォーマットを決めて、そういう形で、ただ、いろいろな仕組みの違いがあるからそこをいろいろなやり方でやった方がいいんじゃないか。

それは、例えば内閣府のサイトで言えば、新しいデータベースをこれで構築するわけではなくてリンクを張るだけですから、おっしゃっていることなんですけれども、ただ、そのイメージがどうも先ほどから聞いていると、データベースを構築して移行するという議論になっているのですけれども、そのデータベースの移行というイメージよりは、データベースがこれによってどれぐらい蓄積できるかということちょっとやってみないとわからないんですけれども、対象の大体NPO法人がどれぐらいになってくるのかとか、それによってもこの2年間でできる数もかなり知れているかもしれないし、そこはよくわからないです。開いてみないとよくわからないので、この2年間でデータベースを構築することが主眼であるということではないわけです。そこはおっしゃるとおりです。

ただ、データベースの最終形みたいなところをちゃんと共有しながらやっていかないと、2年、新しいシステムをやったところで皆、助走をしていないでしょう。わからないでしょうということにこのつなぎの意味がある。そういうふうに考えていただきたいのですけれども。

○井上委員 それと、この新しい公共のウェブページのイメージが、今はこの委員会は基盤整備ですから、どうしても法人のデータベースのイメージがあるのですが、新しい公共事業ではやはり各県にある自治体でも行われるモデル事業とか、その辺を御提示して新しい公共としての基盤を高めたいこうというのが趣旨だと思うんです。

そうしますと、モデル事業などを提示して皆さんが次の段階に行く。では、その中でどういう人が役割を担われるか。そこにNPOもいろいろな法人もある。その人たちの情報をこのフォーマットでできるだけ提示してほしいというのが多分基本だと思うんです。そういう中で、それを今度は法人だけでスクロールすると今ここに法人の一覧があるという前提だと思いますので、この基盤だけでいくとどうしても将来像の内閣府のデータベースとつながるものですから、そこは新しい公共事業ということであればもう少し趣旨を出されたらどうか。

もう一つは、そのところで自治体の連絡会議を設けて進めておられますので、そこでもう少し議論していただければありがたいと思っております。

○松原主査 多分、皆さんが一番迷われるのがこのところだと思って、私も一番わからないのでここを今日はしっかりやってくれということをやっております。

では、三上さんどうぞ。

○三上内閣府参事官 新しい公共支援事業を担当しています。その立場から言わせていただきますと、この支援事業では今まで情報開示をしていなかったNPOにこの機会を、この事業を通じて情報開示してもらおうというのが大きな趣旨です。

ただ、どういうフォーマットにするか、それは全国共通の方が好ましいわけなので、このワーキングで標準的なものをつくっていただいたというところです。

では、果たしてそのフォーマットを強制的に使うか否かといった選択がありますが、支援事業に参画いただいた方にそのフォーマットを強制的に全部使わせると、今度は一つの県の中で2枚の様式が出てくるわけです。もう先行している県もありますので、同じNPOが2枚書かなければいけない。それだったら本末転倒じゃないかと支援事業の立場から考えまして、標準フォーマットをベースに自治体のそれぞれのフォーマットを見直ししてもらいまして基本的なところを統一しましょうと、支援事業の立場から言うとそういったところかと今、考えているところです。

支援事業を管理するという観点からすれば、どこのNPOがどういう事業をして、その結果どういふ開示が出ましたよと、そこまで管理できればいいので、これは県と内閣府の関係になりますが、それぞれ支援されたところが県を通じて内閣府に全部情報の集約ができればいいと考えています。

また、そもそも話として2年後どうするかという話がありますが、それをやるのであればまた改めて内閣府と47の都道府県、更には民間のCANPANとかいろいろなところがありますので、そこでもう一歩進んだ議論がされないと、なかなか統一化というのはできないんじゃないかと考えていまして、支援事業とはもう一つ別のレベルの話があるかと思っています。

○松原主査 基本的に今回で終わる話ではないというのはもう皆さんおわかりのとおりで、今回はむしろスタートで、今回とりあえず支援事業の形で一回やりながら、それを走らせながら、いかなるデータベースが官民の役割分担もきちんと考えてNPO、それから寄附者のためになっていくかということをもう一回皆さんで考えましょうという機会で、やりながら考えていきましょうというのが今回です。

都道府県ごとによってかなりレベルに差があるので、余りいきなり強制して、このワンパターンですよ、全部ITでいきましょうとかということは、今はなかなか言えない。3か月という区切りもありますので、その辺りはむしろ都道府県さんごとに今回は違いを知っていただいて、2年後を見据えて一緒に考えていくことに入ってもらえばということだと思えます。だから、余りそれ以上どうするんだというふうに突っ込んでいっても、多分これは今ここでは答えは出ないかなと。

私も大分突っ込んだんですけども、多分無理だなという感じでまとめてよろしいですか。

○吉川委員 1点よろしいでしょうか。今、三上さんのお話の最後にあったように、今後民間も踏めて統一していくように検討していかなければいけないことだろうとおっしゃっていたかと思うんですけども、都道府県さんの場合には新しい公共の事業の2年間の中でいろいろ考えていきましょうということで、今、三上さんもおっしゃったように2枚にするのか、1枚の中を若干改修していくのかとか、そういったことがあると思うんです。

ただ、7ページの右側の図の都道府県から民間データベースに委託をするケースですけども、先ほど池本さんからこの民間データベースというのはどこをどういうふうを選ぶのですかというお話がありましたが、CANPANさんなのか、ひろばなのかとか、私たちサポートセンターもエヌポートを運営している者から見ると、ではこの新しい公共事業の中で都道府県から委託を受けている民間データベースに関しては、若干改修などはできるかもしれないけれども、そうじゃないところは自前で全部やらなければいけないという話になるだろう。

そうしていかなければ、統一的な基本情報を共有する。先ほど松原さんがおっしゃったように、1つ入力すれば全部統一的に変わるんだというようなシステムの中に入るのであれば、自分のところの自前のシステムを変えなければ入れないわけです。そういったことも、では自前でやりなさいという話なのか。その辺のところは、勝手にやりたければ改編すればいいし、民間のデータベースなんだから余力があってやるんだったらやればいいし、やりたくなければやらなくてもいいという見解なのか。民間データベースの私たち運営者側としては、これはどういうふうな位置付けでとらえたらいいのかということはずっと思っていたんです。

それで、今、三上さんのおっしゃった中で、そういったことも含めてこれからどういうふうに共有化していこうかということの議論の場が必要なんじゃないかとおっしゃっていただいたかと思っただんですけども、そういったことでよろしいのでしょうか。

○松原主査 三上さん、田和さん、一応確認ですが、そういうことでよろしいですか。

○三上内閣府参事官 私が責任を持って話をできるのは新事業についてなのでですけども、新事業は基本的には県に判断をしていただきます。ですから、県が民間にデータベースに委託をしていたとしても、それをどうするかは県の判断をお聞きしたいと考えているところです。

それからもう一つ、1か所を全部動かしたら一斉に全部のシステムが変わるといったシステムについて、これは個人的見解ですが、ITリテラシーの関係があつて今、一足飛びに行けないと思っています。というのは、神奈川とか大阪のような大都市で進んでいるところは別として、地方の都道府県に行きますと、県の対応というよりもむしろNPOだとか公益法人が対応できないところは多々ありますので、それを一足飛びに理想的に持ってくるのは私、は現実には無理だと思っています。

ただ、新事業を通じてITリテラシーが少しでも改善する。ほんの5%、10%改善するだけでも効果が大きいかと思つていて、支援事業の立場から言わせていただきますとそういうところを目指していきたいと思つています。

○松原主査 田和参事官の方からも、何か補足があればお願いします。

○田和内閣府参事官 この民間データベースを国が指定するという事は考えていませんので、各都道府県では自分たちが持っていないところもたくさんある。それで、ここをどういう形でやるかというのは都道府県でそれぞれ考えていただければと思つておりまして、国がどうということとは今は考えていません。

それから、先ほどの話との関係で今週都道府県との説明会を1回開きましたけれども、我々自身としても都道府県の方々が考えられていることとのギャップがあつたり、結構認識の違いがあつたりして、そこはちゃんと議論していくことが重要だと思つていますので、先ほど言われたように都道府県との連絡会はしっかり今後ともちゃんと持っていきたいと思つています。

○松原主査 吉川さんは、都道府県の連絡会だけではなくて民間の方とはどういうふうにして協議するのかという話ですね。そこはどうなのでしょう。

○田和内閣府参事官 あくまでも我々ワーキング・グループで、まずはどういう区分けをするんですかというのがもともと議論としてあつて、国は最低限のことにしましょうねということでこの基本情報フォーマットというところに来たと思つているんです。したがって、この基本情報というところを国として最低限整備をする。それによってなるべく一元化されて、もう無駄なコストがないようにしましょうねということを目指して考えようということだったと思つています。

そういう意味で、今後のいろいろな話はあると思つてはいますが、民間データベースの方々といろいろな今後の情報連絡共有というものは必ずやっていった方がいいと思つていますし、まさに事業を進める上で頻りに連絡、それから情報交換はやっていった方がいいと思つてはいますが、ここで今、議論している情報フォーマットというものはあくまでも国が最小限、何が必要かという原点はそこだったと思つています。その上でのいろいろな連携の在り方、それから都道府県との関係、そういうものをどんどん議論していきたいと思つています。

○松原主査 ここで、山内参事官からも一言いただければと思つています。統括する立場からお願いいたします。

○山内内閣府官房参事官 統括する立場もなかなか難しいんですけど、今、県の方、それから吉川さんからの御質問を私が正確に理解できていないとか、よく理解できていないのですが、多分メインのラインとしての議論は2年後にこういう資料1、2のような形で最低限の基本情報は

国、内閣府で整理しますよと。それ以外のところは都道府県であれ、民間であれ、それを使いながら御自由にやってくださいという世界にいたしましょという合意を今回是非いただきたいということだと思います。

ただ、それはあくまでも現実を考えると 25 年度以降になってしまうので、それまでの 2 年間はこの最終形、資料 1、資料 2 をにらみながらそれぞれのところでどういうふうにしたらいいのかを考えていただくということだと思います。メインのラインはそれだと思います。

その話と支援事業の話とがどう関連しているのか、私が混乱しているのか、はっきりよくわからないのですが、支援事業の話というのはあくまでも支援事業の対象になった特定の NPO 法人については、いわば先駆的にきちんと情報を整備してくださいねということなので、極論するとこの 2 つは全く別物とさせていただいてもいい。むしろそうさせていただいた方が、議論が混乱しないんじゃないかと聞きながら感想として思いました。

支援事業に関しては、先ほど申し上げたメインのラインとはとりあえず頭の中で皆さん分けていただいて、こちらについては 3 か月以内という厳しいガイドラインにしていますが、それはそれとして、今お示したような統一フォーマットでとにかくやっていただく。困るところがあれば連絡会議等で御相談に応じましょという感じだと思います。

それで、確かに先ほど池本さんの方からも御質問があったように、さっきの資料で民間のデータベースの部分支援事業の標準フォーマットの中でどう扱うかというのは多少工夫が必要なような気はしましたが、そこはまた中で少し検討しなければいけないような気がします。

それ以外のところは、多分議論をきちんと 2 つに分けて整理していただければ、皆さんがおっしゃったこともそれほど違ってないんじゃないかという気がしながら聞いていたのですが、いかにも意見が食い違っているような印象はあるんですけども、よく突き詰めてみるとほとんど違ってないような気がしながら聞いておりました。全然答えになっていませんが。

○松原主査 食い違っているなという気はちょっとするのですが、それでは池本委員どうぞ。ここは肝要なのでやりますけれども、なるべく今日終わらせたいという気持ちはありますが、無理だったら予備日にいきます。

○池本委員 今のことは 7 ページのところだと思うのですが、多分これは既存の都道府県のデータベースを改修したり、アップロードしていく際に、既存のページをどう活用するのかというところがベースだと思うのですが、新しい公共支援事業に逆に特化するのであれば法人数は少ないので、別に既存のものを改修するよりもそれはそれで特設ページをつくったりした方が安く上がるかもしれないですね。そういう選択肢は考えてもいいということだと思います。

○松原主査 基本的に、この形だと都道府県ごとに考えてください。都道府県ごとにコスト計算して、どちらが安いかは都道府県の判断ですということですね。よろしいですか。

○池本委員 了解しました。ありがとうございます。

○松原主査 あとは、山内審議官の話を補足すると、資料 1 の 2 ページです。これは最初から議論したことですが、将来的な構想、つまり新しい公共支援事業を置いておいての議論ですが、2 ページの 2 の「官・民の役割分担を明確にする」、これは先ほどからの議論のところだと思います。ここ

に書いてあるようにポツの1つ目で、「行政は、NPO等の活動・事業の実態について法令で提出を定めた情報について、最低限、国・地方自治体、民間で集約・共有化できるようにその基盤を整備し、市民が利用しやすい形で公開・提供するよう努める」。2つ目として、「官民が協力・連携し、情報開示・発信基盤のネットワークを支援していく」。

こういう表現で今のところ落ち着いているということで、ここから先についてはこの後の議論になっていくということですが、多分吉川委員はここにもう一言入れてほしいということだと思います。

○吉川委員 入れてほしいというか、そこは官民と分けるということであれば民は勝手にやればいいと思えばいいのかなど。基本的な情報はアップされているものとリンクがというか、使える状態であれば別に民間で私たちが運営するものを民間が、先ほどの地方自治体もそのベースにあったものでどのくらい手をかけるのか、お金をかけるのか、考えなさいというのと、要するに基本的には同じなんだなというふうな理解をしました。

○松原主査 理解しましたということは、結局どうだということですか。それでいいということなんでしょうか。

○吉川委員 いいかどうか、今は先の見据え方のところがわからないので、いまひとつよくわからないということです。

○松原主査 理解はしたけれども、よくわからないということで保留ということですね。

○吉川委員 はい。

○松原主査 わかりました。今の話について、ほかに何かありますか。

では、佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員 確認も含めてですけれども、これまで長らく時間を費やしてきたフォーマットについてはひとまずこれで結論を見る。しかし、これが実装に向かうのはオフィシャルには2年後です。それで、私は山内審議官と全く同じ感想を持っていたんですけれども、過渡期においての問題が残っている。いきなりそちらに一足飛びに行けないねという話があるので、その間はちょっと荒っぽい言い方をすると自由にしておいてくださいというような形なのかと思います。

ただし、条件が付いていて、支援事業があるからそれに名乗りを上げたければ2年後を目指している統一フォーマットに今から早速やっておいてねというのが今回の縛りであるというふうに私は今のところ理解しております。

違ったら言ってください。多分そうなんだろうと思っているのですが、私の意見提出資料というものを、お手間ですが、見ていただけますか。資料で言うと9番になります。これは前回のミーティングの後、あくまでもアンオフィシャルにCANPANの松井さんとヤフーの宮内さんとお話をさせていただいて、おおむねこういうことでしょうかということでは結論を見たと思っているのですが、大きく外れていることはありますか。これは非常に重要だと思うんです。

○松原主査 全部読まなくていいですから、ポイントをお願いします。

○佐藤委員 これは1枚しかないのに、これ以上シンプルにできません。これはものすごく重要なポイントなのですが、こうじゃないんだということであれば今のうちから教えておいてください。

それで、吉川さんの話を少し補足すると、民間は民間で勝手にやっておいてくださいということだと私は思っています。行政サイドは言いにくいと思いますが、それは民間がやりたければやれということだと私は理解しているし、そうしようと思っているのですが、2年後に急に切り換えるのは大変なので今のうちから結論が見えているのであれば徐々に移行していきたいと思っているので、こうでないよと言われるのであれば私たちはもうちょっと投資を待たないといけないんです。投資をしようと思うと、結論が決まってくれている方が助かりますということなのでお尋ねします。もしよろしければ、田和さんを代表してお願いします。

○松原主査 1つだけ、私も主査としてこちらの席にいますけれども、ここは委員会の席なのでこちらか何かを言い渡して決めるという席ではないので、もしこの中で違うんだということではなく、ここで例えば資料1に反映されない文章があるんだったらこの文を反映すべきと。

○佐藤委員 ごめんなさい。私はそれが反映されていないので、例えばIDとかパスワードとか内閣府が許可した各都道府県、民間団体とかに関しては記載がなされたわけですね。

○松原主査 そういうものも反映すべきというふうに議論していただいた方がいいかと思います。

○佐藤委員 そういう意味です。これはあくまでも提出資料なので提案ですから、松原さんのおっしゃるとおり私は提案したので、カウンターはどうなったんですかということに欠落があったのでお尋ねしているというふうに御理解いただければと思います。

○松原主査 そうということですね。皆さんの提案を受けて最終文章にまとめようとしているので、決してやり取りをして一方的にやっつけて削ったということではなくて、皆で合意しようという話ですから。

○佐藤委員 そこは誤解していません。

○松原主査 では、その欠落があった部分について田和参事官からお願いします。

○田和内閣府参事官 いただいた意見の中で、大まかな方向は基本的に我々は全く同じだし、文章にもこういうことを反映してきたつもりです。

ただ、例えば細部について、今後、ただしNPO団体のために紙での提出を許可しとか、この辺の細部のところまで思いは至っていませんでしたけれども、基本的な大きな方向はこういう考え方に沿って、そのペーパーの中でもパスワードを出すとか、そういう形でやってきたつもりです。

むしろどこが反映していないということであれば、それをちょっと確認いただきたいんですけども、基本的な方向は全く我々は同じだと思っております。

○佐藤委員 わかりました。というのは、自分で補足すると、我々は日々NPOと接しているわけで、内閣府としての方向性がこちらを向いているのであれば、今から既にNPOに対してそういう話をしていけるんです。なので、できるだけこういうふうにしていこうね。

例えば、極端に言うとNPOは自分で情報を登録していこうねという話で今のうちから練習を始められますから、先にこれが結論ですよということだけ確認したかったという意味でございます。以上です。

○松原主査 皆さんもそうですけれども、やはり皆さんの意見を受けて最終報告をつくるということですから、もし自分の出す意見でこれは事務方も反映したつもりで忘れたとかということもある

と思いますので、資料1、2、3が成果文書になりますから、出した意見の中でここはやはり資料1にこういう部分で入れてほしいと言っていたらより議論が進むかなと。

それから1つあったのは、佐藤委員の出した紙を今ぱっと見せていただいたのですが、前から議論になっているところで、一番上のポツの2つ目です。「ただし、ウェブサイト上から更新ができないNPO団体のために紙での提出を許可し、この場合は内閣府 or 都道府県など行政側で登録・更新作業を行う。」というところに関しては、都道府県側から異議が結構あったところなので、ここは合意を得ていないという点で、この委員会の中でまだ合意ができていないところで、今日も多分そこは議論になっているところだというふうに御理解いただいたらと思います。

○佐藤委員 ありがとうございます。わかりました。

○松原主査 よろしいですか。ほかに皆さんの方で、今は資料1、2、3の特に全体の流れについてお話をしているんですが、取り分け新しい公共支援事業と情報開示フォーマットは非常にわかりにくい。前回も結構こんがらがってやったところがありますから、今日話をしたところです。

資料5の6ページを見てください。私はさっき説明を誤っていて、新しい公共支援事業は都道府県がありますので、6ページの表の中で所轄庁は47、都道府県の所轄庁のリンク先はできますけれども、内閣府からは多分できないということです。

それから吉川委員に提案なのですが、今の御意見を私なりに解釈すると、資料1の2ページに「官・民の役割分担を明確にする」というところにポツがありましたね。行政は「情報について、最低限、国・地方自治体、民間で集約・共有化できるようにその基盤を整備し」の「その基盤を整備し」の前に、「できるように民間データベース団体及び地方自治体と協力し」とか何か1つ入れておいたらどうですか。

そうすると、どういう形かは知らないけれども、とにかくこの文章としては将来協力しということが入ってくるので、そういう検討をする際にはその際、どういう団体ということもまた選び直しになると思うんですが、民間団体も協力し、自治体も協力し、議論していくという形になるという考えで私は今の御意見として受け取ったんですが、そういう御意見ではないですか。

○吉川委員 そのぐらいでも、どのくらいそれが効力があるかはありますけれども、「協力し」なのか、「協議し」とか、そういったことを入れていただければいいかと思います。

○松原主査 そうですね。その下に「協力・連携し」とありますから、「協力・連携し」という形でもいいでしょうか。

そういう言葉を入れるということは、何か問題がありますか。

○田和内閣府参事官 要は、具体的に何をおっしゃりたいのかというのをもうちょっとクリアにいただけますか。具体的に何を協議するのか。

○吉川委員 今の段階では、先ほど佐藤さんもおっしゃったように、民間は民間でやるんだというようなことでやるのであれば、当然そうなんだろうと理解しました。

ですから、共有をするときにどういった形で共有ができるのかとか、それに向けてシステムを変えていくというのはやはり民間がやるべきことなんだろうと思っているんですね。ですから、共有する場合のどういった仕組みづくりをするとか、そういったところと一緒に協議するというのを

考えていければいいのかなと思います。

○田和内閣府参事官 わかりました。全然、問題ないと思います。

○松原主査 基本的にはこういう形の会議が引き続いて、やはり内容も一緒に議論して、民間の優れた知恵をどんどん取り入れていただいて、自治体の方も納得していただいてやっていくという形で、メンバーはどうなるかわかりませんが、しかし、民間と自治体と国が協力してやっていくということを一文入れていただいたら。

○吉川委員 そうですね。それで、追加であれなのですが、佐藤さんのおっしゃっているように、例えばこれは大体そういうことなのだろうと思っていますけれども、例えば内閣府が許可した各都道府県とか民間団体と書かれていますが、許可したとか、そういったところも多分協議しなければ議論が出てくる問題じゃないかと思うのですが。

○松原主査 ごめんなさい。内閣府が許可したというのはどこの話ですか。

○吉川委員 これは佐藤さんの御提案です。御提案の中に、例えば内閣府が許可した各都道府県とか民間団体とかに対してIDとかパスワードを発行し、というようなことが書かれていますが、こういったことを今後するようであれば、そういったことも議論の場が上がっていかないとはいけないのではないかと思います。

○松原主査 それも含めて、基本的には集約・共有化することの中に入ってくると思いますので、ID、パスワードはどうするかというのは民間の団体と協力していかないとうまくいかないのは当然で、そこに今、言った文章を入れれば基本的にはそれは含まれるという理解で、ここでこういうような理解だということです。

○吉川委員 わかりました。

○松原主査 佐藤委員の方も、そういう文書が入ることはよろしいですね。

○佐藤委員 もちろんです。そこに関しては田和参事官から先ほど回答がありましたので。

ただ、許可するとか、許可しないということは余り今は考えておられないというお話だったんですけれども、継続審議ということと理解しております。

○松原主査 ですから、国が勝手に決めるので、民間がそれに従えということではないということと理解しないと、我々民間としてはちょっとやっていられないような感じがしますので、やはりそれは官民協力していいデータベースをつくっていく。そういう民間の知恵をどんどん活用していただくというのは絶対、私も必要かと思います。もう異議なしということなので、ここで確認ということでもよろしいでしょうか。

それでは、結構長い時間取りましたが、今のような形で、しかし大事なところだったので確認を取りました。あとは、論点に従ってやっていきたいと思いますが、よろしいですか。それで、残ったところは後でやります。どこまでできるかやります。

論点のペーパーは、資料6を出してください。資料6で、「引き続き議論の必要な論点」です。すみませんが、時間もありませんのでちょっと強引に私が進めていきます。異議があったらどんどん手を挙げていってください。異議を言うなというわけではなくて、効率的にいけるところは効率的にしたいということです。議論はもちろん歓迎です。

まず、資料6を見てください。資料6の「基盤整備の在り方について」、これは資料1の文章です。資料1の2ページ目に、赤い文章で「論点1」と書いてあります。「なお、開示する情報の内容と開示期間等については、明確な基準を設けたうえで実施すべき。」つまり、改善命令などがいつまでも載っていたらまずいだろうというので、ある期間を区切って消していけるようにするのを明確な基準を設けましょうと、この前言った議論を反映させたということです。これはこれでよろしいですか。どうぞ。

○遠藤氏（杉野委員代理） 基準はもちろんそうですけれども、必要に応じては法的な根拠も位置づけていただきたいと思います。

○松原主査 法的な根拠と言うと。

○遠藤氏（杉野委員代理） 例えば、今回で言うと説明要請というものを仮にやるのであれば、それは制度として法的な根拠が必要だと思いますし、あるいは公開するに当たってどこまで公開するかというのは、ここまでは大丈夫ということを法的にちゃんと裏づけをしていただきたいと思いますという趣旨です。

○松原主査 田和参事官、答えられますか。

○田和参事官 それは今のところ、要はNPO法に書けということですか。

○遠藤氏（杉野委員代理） どの法になるかはわかりませんが、趣旨としては何でこんなものを公開したんだと言われたときに、ちゃんと根拠があるということが必要になると思います。

○田和参事官 別にそれは法律じゃなくてもいいんじゃないですか。

○遠藤氏（杉野委員代理） ただ、それがもし訴えられたときに耐え得るかということです。

○山内内閣府官房審議官 多分、何とか改善命令とか、説明要請とかというのを、例えば法律第何条に基づくものということがきちんと言えなければ、なかなか逆の苦情があったときに対応できないとか、そういう意味ですね。

○遠藤氏（杉野委員代理） あとは、それを開示していること自体がちゃんと法的に担保されているのかどうか。

○山内内閣府官房審議官 多分、開示についてはまさに今、議論をしているのであって、その前段の部分の命令とか、あるいは説明要請とかについては、ちゃんとした根拠がないと県もできないと思います。開示ではないですよ。その説明要請自体です。

それで、例として説明要請について現行では通達でやっていますけれども、そういう意味で言えば法律に基づくもの、あるいは通達に基づくもの、そういうものも多分出てくると思いますが、それは法的根拠について明らかにしないと、まさにそれがその基準の中身に当然なってくると思います、そこは必要だと思います。

○松原主査 それは、結局するということでもいいんですね。

○山内内閣府官房審議官 はい、そう考えていただいていると思います。

○松原主査 これは通達でも構わないから、法的の中に通達も入るという理解でいいですね。

○遠藤氏（杉野委員代理） 要は、例えば風評被害が生じたとか、いろいろな争いになる可能性もあり得るので、それに耐え得るものにしていただきたいと思いますということです。

○松原主査 通達でOKで、通達もそれに耐え得るものなので、通達までの範囲で考えますということ  
でOKですか。

○遠藤氏（杉野委員代理） 私の方も通達で大丈夫なのかというのは今ここでわからないので、そ  
こは議論が必要だと思います。

いずれにしても、そういうものがちゃんと耐え得るような仕組みで公開している。ちゃんとこれ  
は公開してもいいんだ、都道府県が当然公開すべき情報なんだということが明らかになっているこ  
とが必要だと思います。

○松原主査 それを含めて、「明確な」という言葉は、都道府県がそれを含めて大丈夫なんだという  
言葉の意味だとここで確認しておいて、それでよろしいですか。これは公開で、議事録に残ります  
から。

○遠藤氏（杉野委員代理） ちゃんと訴訟とかに耐え得るような根拠……。

○松原主査 訴訟はやってみないと、どんなものでも法律でさえも耐えられないときがありますか  
ら、100%訴訟に耐え得る法律というのはいないんです。それはあきらめてください。

○遠藤氏（杉野委員代理） いずれにしても、ちゃんと根拠がないと我々も……。

○松原主査 根拠が必要ということですね。それは「明確な」という中に含まれているという理解  
で、「明確な基準」の中に含まれている。それについては山内さんがおっしゃったように、通達なり  
何なり明確な基準を示しますという話で、この言葉の中にそれが含まれているということで、ここ  
で了解と。

つまり、法的に裁判となってくると、これはやってみないと本当にわからないことですから、や  
ってみないことには裁判に勝てる保証などは永遠にないんです。それを求められたら何もできなく  
なってしまうということでもよろしいですか。

○遠藤氏（杉野委員代理） ただ、私が申し上げたいのは、一番いいのは法で、こういう事項につ  
いては公開するということが明らかになっている。例えば、それが法律から政令、省令に委任され  
ている場合もあるのかもしれないんですが、いずれにしてもこういうことを公開するということ  
が仕組みとして位置づけられているということが必要だと思います。

○山内内閣府官房審議官 では、はっきり言うと、法律で公開についてまで根拠を設けることは多  
分無理だと思います。

しかし、その説明要請なり、今回公開しようとしている何か、説明要請あるいは是正措置、そう  
いうものについては何らかの法的根拠があるものということで限定する必要はあると私は思います  
し、皆さんの御心配はよくわかりますので、そこはこの「明確な基準」の中で明らかにするとい  
うことで御理解いただきたいと思います。

○松原主査 いずれにしても、明確な基準がないと民間も困りますから、法律に基づいて執行す  
るのは行政なので、法令もしくはその法律の解釈に基づいてちゃんと執行していただくというのが  
行政の役割なので、そうでないものはやめていただきたいということでやめてください。そうい  
うことで、これは1つOKです。

では、次に「基本情報フォーマットについて」にいきます。資料2です。資料2の基本情報フォ

ーマットで「論点2」と書いてあるところです。「行政入力情報」で、「全ての項目について、行政の入力ではなく、NPO法人の入力とするか」、これは神奈川の杉野さんからのものですが、資料1の4ページの下の方で「論点2」と書いてあるところです。基本情報は、行政の入力情報と法人の入力情報から構成すべき。なお、その入力の分担については、電子データ化の進捗状況や業務負担等を勘案し、行政と法人の間で実状に応じた対応を行うべき。」と、ずばり言ってしまうと将来的な課題だということです。

○田和内閣府参事官 つまり、電子データ化すればすべてNPOが入れて、それですべて反映されるというのは理想形であるということは非常によくわかっています。

ただし、これもまたどうしても実態面からすると、既に今、都道府県が例えば内閣府のポータルサイトにおいても、今ここにあるような行政入力情報というのは基本的にもう既に整備されているということであれば、今、行政入力情報というやり方をすべてある一瞬にしてNPOが全部書いてくださいというのなかなか難しい問題があるでしょうし、実情に応じてこの基本情報の決めた範囲の中で各都道府県の実態というのものもあるでしょうから、そこは考えていただければいいんじゃないでしょうか。

これは全部NPOが書くべきだとか、今ここは法人が全部書くべきだという議論をここで今どちらか、AかBかという判断をしても余りにも実態と乖離してくると思われるので、こういう文章にして、中身はそれぞれの都道府県の実態、私などは個人的にはまずある程度行政が、そこで今、議論していますように、資料2の最初のページぐらいはやはりある程度は書いていかないと難しいかなとも思っていますが、各都道府県でかなり先端的なところは電子入力をすれば基本的にNPOが全部書けるということになりますから、そういう理想形を追い求めていくということは何ら否定するものではないんですけれども、全く真っ白けになっても困るかなということで、ちょっとそういう文章を入れてみたということです。

○松原主査 よろしいですか。

○遠藤氏（杉野委員代理） 例えばデータで既に入っていて、それを持っていけばいいとか、そういう部分で使えるものは使っていくという趣旨であれば、それはよろしいと思います。

○松原主査 それと、例えば法人番号とか法人名称とか、初めから何も入れなかったら空っぽのページかできてしまうわけです。そういう最低限のところや、それから監視監督情報は法人に勝手に入れてくださいというわけにはいかないの、やはり行政が絶対に入れるべきところは残るので、すべて行政を入れないというのは多分難しいだろうということで、その間のこのグレーのところは今からいろいろな進捗を見ながら決めていくという理解でいただければと思います。よろしいですか。

では、資料1の4ページの論点2の表現、それから資料2の1の「行政入力情報」はとりあえず残しておきながら、今後現状を見ながら検討していくことになるだろうということでお考えいただく。

それでは、資料6の論点3にいけます。「事業報告書の要約として、「事業活動の概要」を追加するか。「定款に記載された事業」を追加するか。」です。基本的に、事業活動の概要で私が言ったの

は論点3で、資料2の2ページを見ていただきたいと思います。そこに赤い字で「事業活動の概要」ということで、400字ぐらいで簡単にその年の事業概要を入れてくれというのを入れてはどうかという提案だったんです。事業報告書は別に事業報告書で自由につくるけれども、要は事業報告書がPDFで出た場合に検索で引っかからなくなるので、何をやっている団体ぐらいかは簡単に400字ぐらいで要約して入れて、検索で引っかかりやすいようにしたらどうかという提案です。これについて、この事業活動の概要を400字程度で入れることに対して異議があるという方はおられますか。よろしいですか。

それでは、これはOKということで、その次ですね。「定款に記載された事業」を追加するというものに関してあったのですが、定款に関する事業を追加するというのは神奈川の杉野委員からの恩提案ですが、この前は結構それをやると大変になってしまうので、むしろ事業活動の概要を400字程度でまとめてやってはどうかというのは議論になったところですが、ここはいかがですか。

○遠藤氏（杉野委員代理） 今回概要があるということで、その活動の内容はわかりやすくなるということだと思いますが、私どもは前回の資料でもお示したような形で、基本的に一番いいのは定款の事業、そしてその定款の事業について概要がわかって、更にその事業がどのぐらいの支出でやられているのかがわかるものが一番望ましいとは考えております。

○松原主査 ありがとうございます。望ましいのはわかるんですけども、なかなか今すぐは難しかろうということでこの前も議論になったところなんですね。できれば今回はこれでやりながら今後また検討していければと思っているのですが、その辺はいかがですか。

○遠藤氏（杉野委員代理） 今お話ししていて、今後検討ということでございますので、これまで、全体にわたって私どもの方としては幾つか意見を申し上げてきているところですが、また引き続き検討の場で検討していただければと思っております。

○松原主査 ありがとうございます。いろいろと合意いただいてすみません。

実は、次も杉野委員の提案で、論点4で、構成を「組織情報」、「活動情報」、「財務情報」とし、これはさっきと同じですね。要は、活動情報には「定款に記載された目的」、「活動分野」、「閲覧書類」とするというのは、基本的には事業ごとに分けることに従った内容の充実と見ていて、一応これで内容ごとに分けた今後の話だと、これもちょっと今後の話というふうにペンディングといいますか、検討の課題として残すということで議事録に残すという形でいきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

○遠藤氏（杉野委員代理） はい。

○松原主査 ありがとうございます。

それから、杉野委員で「法人認証年月日」を「法人設立登記年月日」とし、「変更登記年月日」を追加するか。要は、認証ではなくて登記をしろという話ですね。これには私は賛成なのですが、反対の方はおられますか。法人として成立するのはむしろ登記の日なので、登記の日とした方が正確かと思ったのですが、これでいいですね。

では、これは杉野委員の登記の日として、変更登記年月日というのは要るんですか。最初に法人を設立した日があれば。

○遠藤氏（杉野委員代理） 法人として成立したかどうかというのは、最初の登記があれば。

○松原主査 登記変更というか、役員変更があったらむしろややこしい情報になってしまうので、法人かどうか、ちゃんと登記されているかということが大事です。だから、そういうことでは最新の法人設立登記年月日を入れて、認証をやめてということでOKですね。

○遠藤氏（杉野委員代理） 必要性については、そちらの方が高いと思います。

○松原主査 そうですね。私もそう思います。

「役員名簿は掲載しないこととするか」ということで、論点6です。役員名簿の掲載についてはいかがでしょうか。ここはちょっと私も迷っていますが、杉野委員としては要らないという話です。

○遠藤氏（杉野委員代理） はい。例えば今、ホームページで役員名簿を公開している中には住所を実際に墨塗りしたりしていますね。そういうことであれば、コストがかかるばかりでお見せする意味もないと思います。今後、役員名簿をホームページ上に出す法的な根拠ができれば、それでやるというのはあると思うんですが、それまでは墨塗りで出すんだということであれば、やる必要はないと思います。

○松原主査 やめていいですか。法的根拠ができればやるとして、法律改正でやっている最中なので法律はまだわからないんですが、法的根拠がなければもちろんやめると。

○遠藤氏（杉野委員代理） 今まで議論があったように、法的に個人情報の問題とかそういうものがクリアされた段階で出しているということであれば出していると思います。

○松原主査 それでないならば、基本的には今の法律の段階ではここは載せないようにするということがよろしいですか。異論があればどうぞ。

○井上委員 基本的には神奈川県さんと同じなんですけれども、ここともう一つは3ページにある社員名簿のところですね。我々も名簿は住所を消しています。

1つは、閲覧とITの電子情報として出す場合との差というんですか、区別が必要なのかなと。法では、閲覧をする。我々も実は閲覧情報を一たん同じような形で出したのですが、やはり一般的に目に触れるという形で、閲覧の場合はやはり閲覧場所を決めて、来られたときにはちゃんと閲覧者を特定してやっていますので、それはやる。

でも、ITに載せるとこれは一般、全般にいくので、そこは住所までという形で、これはクレームがあってそういうふうにしたのですが、それもちろんと先ほど言われましたように法的根拠があってそこまでやるんだという整理ができるのであればいけるかと思います。

○松原主査 では、基本的に今の段階で言えば法的根拠はないので、法的根拠ができれば考えるけれども、それは法律に任せましょう。それで、今の段階ではこれは削るという形の整理でよろしいですか。

○山内内閣府官房審議官 これは、この中にいるメンバーの一人という位置付けでお聞きいただきたいと思います。

多分、寄附をしようとする個人の方、あるいは企業の方、そういう方の立場から見ると、私は役員にどんな方がなっているかというのは極めて重要な情報じゃないかという気がします。一度だけ前回のこのワーキング・グループでも御紹介がありましたが、企業の方からもヒアリングをしたん

ですけれども、この部分について特出しで御意見を伺ったわけではないですが、このところはもう一度そういう立場の方々からの御意見も伺ってからにさせていただきたいような気がいたします。

○松原主査 できれば今日まとめたいのですが。

○山内内閣府官房審議官 その立場の方がおられないので…。

○松原主査 皆さん、役員名簿について御意見をいただけますか。

○吉川委員 それについてよろしいでしょうか。ここは基本的な情報を載せるということであれば、私は役員名簿はなくてもいいと思うんです。今、山下さんがおっしゃったように、寄附をとということにつながるのであれば、それは個別のNPOが自分のところの努力として役員名簿を見せていくとか、自分のホームページでを見せていくということでもいいかと思います。あくまでもここは基本的な最低限の情報を載せるというところで線引きをした方がいいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○松原主査 わかりました。論点6は、ペンディングにします。後でもう一回戻ります。

「論点7」で、「監事監査報告書を掲載できるようにすべきか。」ということで、これは戎井委員です。監事の監査については、監事監査報告書はまだNPOの中で一般的ではないので、その代わり前に戎井委員が言われたことで、監査の実施で監事監査のところにチェック欄を入れるということをして監事監査を進めていくという方向で対処したいと思っているのですが、それでいかがでしょうか。

○戎井委員 それで結構だと思います。監事監査は今お話にあったように、NPO独自に掲載するという方法もあるのではないかと思いますので。

○松原主査 では、そういう方向でいきたいと思います。

それから、杉野委員で「以下の項目について追加すべきか。」ということで、「社員総数」、「その他の会員」、事務局体制として有給、無給と、あとは認定の有効期間というものがあるのですが、これについては基本情報の2で法人入力情報の方で、認定年月日を書いた上で認定期間が取り消されない限り、上記年月日を5年としてわかるようにして期間を書くように工夫したということが1つと、それから3つ目の認定の有効期間は入れた。

それ以外に、「社員総数」、「その他の会員」で、「有給常勤」は入っているのですが、「有給非常勤」、「無給常勤」、「無給非常勤」というのは結構大変だなということで今回削除します。理由は、「有給非常勤」、「無給常勤」、「無給非常勤」という言い方で、「無給常勤」、「無給非常勤」というのは余り一般的ではないのと、それからボランティアの場合は流動的なものですからカウントしづらいんです。それをカウントしろというのも結構大変なものですから、これに関して言えばはっきりとわかる「常勤職員数」をカウントして、例えば書き方として有給の非常勤数は0.5人とカウントするか、そういう対応かと考えてはいるのですが、それでいかがでしょうか。

○遠藤氏（杉野委員代理） まず有効期間なのですが、仮認定の場合は5年でよろしいですか。

○北池内閣府市民活動促進課長 まだ検討中ですが、基本的には3年です。

○松原主査 では、認定NPOか、仮認定かを明確にして、仮認定の場合は3年ということを入れるというふうにすればよろしいですか。

○遠藤氏（杉野委員代理） はい。いずれにしても、終わりがわかる形にさせていただければと思います。

○松原主査 それでよろしいですか。それでは、そういうふう処理します。ありがとうございます。あとは、いかがですか。

○遠藤氏（杉野委員代理） あとは、私どもの案では会員数、「社員総数」とか「その他の会員」とかというものは入れています。そういうものがあれば比較的法人さんに関わっている人たちの規模がわかりやすいかと思っています。あとは、職員、事務局の体制については、非常勤など広げて書くこともできると思いますが、どこまでうまくとれるのか。算定の仕方ももう少し詰めない、どこから常勤でどこから有給かということもあるかもしれないので、引き続き実際に掲載するときに検討をいただければとは思っております。

○松原主査 1つだけ、「社員総数」、「その他の会員」というのは会員にいろいろなタイプがあるので結構難しいなという気がするのと、NPOの場合は期限が切れていて、生きているか、生きていないかわからない会員が多い団体も結構あるのですが、社員の総数に関しては議論のあるところで、社員の総数は入れた方がいいと思いますか、入れない方がいいと思いますか。何か御意見はありますか。

ぱっと手を挙げていただけますか。入れた方がいいと思う方。

（賛成者 挙手）

○松原主査 入れなくてもいいと思う方。

（賛成者 挙手）

○松原主査 入れなくていいという方が多かったので、多数決済みですけれども、それではこれも今後の検討課題ということでお願いします。それでは、とりあえず常勤職員数だけ入れるということにします。

○吉川委員 常勤職員数ですけれども、目安として人数があつた方がいいよねという議論をされた覚えはあるのですが、NPO側として考えたときに、すごく変動したりするじゃないですか。その度に変えなきゃいけないなというのと、何か水増しして書いてしまおうかなとか、例えば多く見せたいとか、そういったことが働くと、結局何の根拠にもならなくなってしまうかもしれないと思うんです。

もちろんいろいろなアンケートで常勤職員はとか、ボランティアはとか、しょっちゅう聞かれますので、この辺の数を取りたいところはあるんですけども、数を取るためであればこれは根拠のない数になってしまうということが言えると思うんです。そうすると、目安が欲しいのかというのであれば、どのぐらいの規模かという目安が欲しくて入れたんですよ。

○松原主査 例えば、常勤職員数でこの終わりに前年度の最終年度の末時点の数というものを入れたらどうですか。そうしたら、どこかの一時点の数にすれば大体比較ができますね。

○吉川委員 でも、例えばそのときはすごく減ったからやはり増やしておきたいとかと言って変えたりする可能性もあるわけですね。

○松原主査 そういうことを言い出すときりがないので、ただ、要は比較できるということが。

○吉川委員 だから、私はなくてもいいかなという感じがしてきたんです。

○松原主査 なくてもいいなと思われる方。

(賛成者 挙手)

○松原主査 あった方がいいと思われる方。

(賛成者 挙手)

○松原主査 どちらもほとんどありませんが、皆わからないとか、どちらでもいいということでしょうか。

○田和内閣府参事官 そうじゃなくて、これはもう一回経緯からすると、要は一体市民に何を発信するんですかと企業の方にいろいろ聞いたところ、寄附の際にこの常勤職員というのはすごくメルクマールになっていますよ。これがないと、やはり何の情報を発信しているのかわかりませんねという議論だったんです。

○吉川委員 それはわかっているんです。

○松原主査 それはわかっていて、皆さん寄附サイトを運営されている方なので一応聞いてみよかなと思って、皆、悩んでおられるということですね。

○吉川委員 ちょっとあてにならない数字になってしまう可能性があるものを載せていることについてどうなのかと思うので、だったらなくてもいいかなという気がしますということです。

○松原主査 簡単に言うと、この財務情報もあてにならない数字というか、現状のNPO法人の会計を見るとあてになるかどうかというと、これはあてになるように意識して努力していくということが大事じゃないかというのはひとつあるんです。

そういう意味では、常勤職員数というのは今後あてになる情報になっていくように努力をしてみた方がいいんじゃないかというのが私の個人的意見としてあって、そういう意味では監事監査と同じように入れておいて、何月何日時点の数とかというふうに前年度事業年度末の数を入れておくということでいかがでしょうか。

○吉川委員 では、または事業年度だけではなくて何日時点ということをごここに入れられるようにすればいいかもしれないですね。

○松原主査 それでもいいと思います。それでは、そういう形で、とにかくいつの時点で何人ということがわかるような形ということですね。

それから、次のページについて財務情報についてです。これは杉野委員からで、事業年度は期間をちゃんと明記する。これは、論点4の財務情報の中に入れました。これでよろしいですか。

○遠藤氏(杉野委員代理) はい。

○松原主査 私も、これはあった方がいいと思うので入れました。

それから、財務情報の内容なのですが、「NPO法人会計基準を簡略化した項目とするか。」ということです。これは私と事務局とのミスで、私が十分電話で伝え切れなかったのですが、皆さんのお手元に資料2の別紙という1枚だけ後で配られたものがあるかと思います。活動計算書/収支計算書です。これの経常収益と経常費用のところは実はこちらの数字、別紙の方が入れてくれと言ったもので、今お手元にある方は実は改正前のものです。受取りの給付金、会費、公的補助金、こうい

うものわかるようにしようという内容になっています。これは単なる事務ミスなんですけれども、こういう内容でまとめていこうというのが提案です。

それで、田中委員から、「介護事業収入」と「公的受託収入」を追加するかというのはこの中に既に公的受託収入ということで入っていますし、介護収入も入っていますので、入れてあるということです。

それから、杉野委員から、「その他事業から特定非営利活動に係る繰入れがわかるようにするか。」ということでは矢印のところまでがこちらの提案で、元へ戻っていただくと資料2の2ページのVIの経理区分振替額というものが入っているので、杉野委員からの提案は入れてある。ここが、振替額の金額がわかるようにしているところです。これで、杉野委員の繰入れがわかるようにするかというものを入れました。

それで、戒井委員からいただいた「現預金について、用途の特定されている資金の内書が必要か。」ということですが、そこまで書くと実は資料2にこれを入れてしまうとすごい量になってしまうのでそこは入れられないなということで、現預金の額は外してなるべく活動趣旨を明確にするということで、これは外させていただきました。

○戒井委員 前回までの様式で、「現預金(うち現金預金)」という記載があって、NPO会計基準を検討しているときに、実は現金預金が時点によってはたくさんあるけれども、その中で用途が指定されているお金がいっぱいあって、実際の運営で使えるお金が非常に少ない。だから、それを出してくださいというお話があったのでこの意見を出しましたけれども、現状の資料2の別紙のところでは流動資産ということで現金預金も内書のものがないので、この私の別途内書をするかというのはいらないと思います。

○松原主査 ありがとうございます。あとは、「定款に記載された事業ごとの事業費を追加するか。」ということに関しては、今のNPOの現状では小さな補助も多いので、この前もお話になったんですけれども、提案としては今回は見送らせていただいて、むしろ正確な簿記をきちんと特定非営利活動をその他事業でやっていくということで出す形でしっかり科目をつけていくことはできないかというふうにさせていただきました。これは、いかがでしょうか。

○遠藤氏(杉野委員代理) やはりこの部分については、私どもとしては入金面以上に支出の部分はどうなっているのかということをもっと市民の皆さんに分かりやすくお示しする必要があると思っております。

○松原主査 それは、要は事業報告書と活動計算書をPDFで別添しますよね。そちらで見ていくべきで、余りざっくりしたことをいっぱい書くと、事業があればあるだけこんなに増えてしまっただけで見られなくなってしまう。むしろそれぞれ2ページくらいで一覧性があるものにして、詳しくは付いているものという考えに基づいてやっているのだから、まとめということでこういう形という御理解をいただくとありがたいのですが。

○遠藤氏(杉野委員代理) 私どもとしては、ここは本来はお願いしたいなというところがございます。もしボリュームの話であれば、入金部分よりもかえって私どもは活動が見える支出の内訳の方を充実していただきたいと考えております。

○松原主査 それでは、ちょっとここもペンディングにしましょう。

それから、「準拠している会計基準」について、以下のいずれにするか。」という論点 10 です。「NPO法人会計基準」、これは戒井委員から「〇〇年まで経過措置の間、〇〇会計基準に準拠」とあるのですが、とりあえず今のところNPO法人会計はその他にして、経過措置というのはまだ決まっていないものですから、とりあえずどちらかわかるようにしておくという形にさせていただきたいと思いますが、これでよろしいですか。

○戒井委員 NPO会計基準については、今後いろいろと研究会等で検討されていくのではないかと思いますので、それを踏まえて見直しなりをやっていただければいいかと思います。

○松原主査 ありがとうございます。

そうすると、論点で残ったものが2つで、役員名簿の件と、事業費の追加、これ以外には一応論点に関してはひと通り押さえたということによろしいでしょうか。

田和さん、落ちていたところはありますか。私もざっと今、押さえたのですが。

○田和内閣府参事官 合わせて、若干資料1で書き込んだところがありますので、そこだけちょっと追加的に……。

○松原主査 では、説明をしていただきます。

○田和内閣府参事官 先ほど松原さんからお話がございました4ページの下のところの「基本情報」の提供体制」の中で国・都道府県・市町村にNPO法人が提出した文書情報だけではなくて、今回、新たに監視・監督情報という議論がございましたので、それをちょっと文章的に追加しています。これは、やはり行政の方で入れざるを得ない情報になると考えられますので、そこをちょっと付け加えているということでございます。

5ページのところも文章の正確性を担保するというので、「開示された情報についての責任は」と書いてありますが、これは法人によって開示された情報についての責任は法人、法人は法人、書いた人の責任だと、ここも少し明確にしているということでございます。

○松原主査 あとは、論点ではないですが、基本情報フォーマット、資料3を見てください。資料3に関しては情報開示フォーマット、NPO法人の案と……。

基本的に、これは議論するところはありませんか。

○田和内閣府参事官 我々は基本的に今、資料2で議論していただいたら、それをそのままトライアルでやりたい。

その際に今、資料2から抜けるところは先ほどもちょっと申し上げましたが、法人番号は今ないですから法人番号は抜きます。それから、監視監督情報も抜きます。それ以外は、今いただいている議論を基本的に反映させたいと思っております。

それから、それを準用する形で、その他法人用ということでつくっていますが、これも今の御議論を反映しながら似たような形にしたいと思っておりますが、こちらの方は念頭に置いているのが公益法人会計とか、社福だとか、そういうことになりますので、その辺の若干の違いと言うんでしょうか、微修正はさせていただく。

それから、その後が任意団体ということで、法人格のないものも基本的にこちらの方はもう少し

ラフな形で書くということで、いずれにしてもここの議論をなるべく使って……。

なるべくではなくて、それを基本的に反映させるということで、トライアルでやっていったらどうかという議論だと思います。

○松原主査 では、その他法人は公益法人協会さんからも御意見をいただいたんですね。

○田和内閣府参事官 現段階のものは、一応公益法人協会さんとか、それから戎井さんからもいろいろ御意見をいただいていますので、そういうものを反映させております。

○松原主査 それを反映させてやっていただいているんですね。

公益法人協会の長沼さんが来られています、何か御意見はありますか。

○長沼氏（オブザーバー） フォーマットについては、特にありません。

○松原主査 それでは、このフォーマットについて何か御意見はありますか。どうぞ、遠藤委員。

○遠藤氏（杉野委員代理） 特定非営利活動法人用のところで、まず1つ確認ですが、閲覧書類の添付のところです。ここはレ点があるのですが、これは将来目指しているフォーマットではこれが丸印で、クリックするとファイルが見えるというようなものかと思っていたのですが、このレ点は書類のある、なしを示しているのでしょうか。それとも、ファイルにリンクを張るというイメージなのでしょうか。

○田和内閣府参事官 さっきの議論とも重なってしまうんですけども、電子データ化されているところはいいんですが、PDF、書式に入れて書いていただくところは基本的にチェックをしてもらって添付書類を付けたら、そういう原始的なやり方に寄らざるを得ないかと思っています。

○松原主査 都道府県の現状に応じて、少し協議してもらおうということになるという感じですか。

○遠藤氏（杉野委員代理） そうすると、場合によっては、PDFで掲載するところがあれば、フォーマットが最初にあって、その後ろに閲覧書類が続いているというイメージですか。

○田和内閣府参事官 基本はそういうことになります。飛んでいけば一番簡単なんですけれど。

○松原主査 飛んでいけるようにある程度まではできると思うんですけども、そこは時間と、それだけ都道府県さんによって余力があるかどうかということ、つまり、人手とかいろいろあると思いますので、そこは終わった後に多分こういう形でということで各都道府県さんと事務局の間で御相談して、なるべくいい形を目指していただく。既にこういうものができているところは、どんどんベストな仕組みを目指していただくという形で進めていくということだと思います。

○田和内閣府参事官 そういう意味で、その下に閲覧書類がインターネットで公開されている団体についてはこのウェブページをごらんくださいという欄をあえて入れているのは、飛んでいける人はそこから見てくださいという情報で処理をして、そうじゃないところはちょっと原始的になるかなということです。

○遠藤氏（杉野委員代理） 閲覧書類が過去3年分あるのですが、このトライアルの期間中のフォームについては、直近1年だけでいいんじゃないか思います。なぜかといいますと、過去3年載っていて、例えば出ていないところがあった。そうすると、ではなぜ出ていないところに支援するんだということにもなると思うんです。

ただ、一方で、できるだけ支援していこうというのが我々のスタンスなので、そういったところ

であってもこれからちゃんとやっていこうというところは支援していくということもあると思うので、これで殊更、過去3年分の提出状況を見せる必要はないのかなと思っております。そういうことで、トライアルの期間は直近1年だけという形にした方がいいんじゃないかという提案です。

○松原主査 何か御意見はありますか。

○田和内閣府参事官 私はいいと思いますけれども。

○松原主査 では、それでいいということで、御提案のとおりということですね。

三上さん、いいですか。

○三上内閣府参事官 我々は、フォーマットを決めていただいて、それをどうやるかという方を考えていますので。

○松原主査 OKですね。では、その御提案でいきたいということによろしいですか。

ほかに何かございますか。

(地震により一時中断)

○松原主査 何かあれば、避難勧告や避難命令が出ると思いますから、それが今のところないようですし、地震が起こった場所のこととか近辺のことで心配なことは多々ありますが、なるべく早く終わらせてしまいたいと思います。交通機関も少し心配なところがあります。

ペンディングのところは2つありました。1つは、役員名簿を掲載するかどうかという点と、もう一つは定款に記載された事業ごとの事業費を追加するかという点です。これに関して、まず役員名簿の件に関して御意見のある方、どうぞ。

○山内内閣府官房審議官 先ほどは吉川委員の方から必要ないんじゃないかという御意見がありました。できれば企業とか個人の寄附者に近いと思われる佐藤大吾委員辺りの御意見をお伺いしたいのですが。

○佐藤委員 答えないといけないと思っていたのですが、正直難しい問題だと思います。

というのは、山内さんのおっしゃるとおり、寄附者の要請からすればそれはあった方がいいに決まっている。でも、それを言い始めると、何もかもあった方がいいに決まっているという情報になってしまうので、どこかで線を引く。

それで、私が一貫してずっとこの場で御提案申し上げていたのは、役所に載せるべき情報については最低限のものの方がよいと思っております。それは、横並びでずっと、要は2種類あって、寄附を集めるということを目的とした情報が1つ。もう一つは、NPOは役所から認証をもらっている以上、せめて出さないとまずいでしょうという情報の2種類です。

それで、内閣府が管理すべき情報はこの後者のみでいい。前者に関して、もし寄附金が欲しいということで寄附を求めるための情報であれば都道府県、それから民間に任せた方がいい。そちらで独自情報を出していった方がいいということをやっていたので、苦しい答えですけれども、一応結論を出せということであれば私の意見は、役員情報は出さなくてよいというふうにしたいと思いません。

○松原主査 ほかに御意見はありますか。では、宮内委員どうぞ。

○宮内委員 弊社のチェックでも、役員のネガティブチェックみたいなことまではさすがにやって

いません。この場合、汎用的なものをNPOの側から入力できるものをつくろうというのが目的なので、一般の企業向けの寄附のためのものというよりも、いろいろなNPOが入らせていただくという中での目安になるものという意味で言うと、役員の部分までは私たちがチェックする側で言えば多分チェックしないでやろうと思います。

○山内内閣府官房審議官 ありがとうございます。そういうことならば、先ほどの個人的見解はもう結構ですので、まとめていただければと思います。

○松原主査 では、役員名簿は入れないということで、ここでは削るということにしたいと思いません。

それでは、最後の論点として「定款に記載された事業ごとの事業者を追加するか。」ということに関してですが、これについて御意見はございますか。

遠藤さんからは、事業ごとという御意見をいただいて、今日は欠席ですが、この前、田中委員の方からはそれは非常に厳しい、ほぼ意味がないんじゃないかという意見をいただいています。それ以外に、何か御意見があればどうぞ。

○吉川委員 NPO側の観点から言っても、やはり事業ごとというものは、また新たに何かつくらなければいけないということが結構発生するかと思うんです。それであれば、なるべくそういったことは削減したいという感じがします。

ただ、各所轄のところに出す書類で済む範囲で済ませたいというのが本音のところでは。

○松原主査 ほかに御意見ございますか。特にございませんか。

遠藤委員、もう一つ何かありますか。どうぞ。

○遠藤氏(杉野委員代理) 私どもの方でこの事業費の内訳というのは、この計算書の中に事業費がありますので、その事業費を人件費とその他みたいに分けるのではなく、もう少し細かく書いたらいいんじゃないかというのが1点です。

もう一つは、先ほどちょっと申し上げた定款事業ごとに事業の概要を書いて、そこにまた経費を書くということです。

そこで、話としては2つあるわけですが、ここは私どもの方として是非お願いしたいことは前からお話ししているところなので、皆さんに御議論いただいてまた意見をいただければと思っています。

○松原主査 御議論をいただいて意見いただきたいということで、御意見のある方はどうぞ。

では、宮内委員。

○宮内委員 ちょっとここは確認ですけれども、通常システムを組む場合は必須の情報と任意で入れられる情報とあると思うんですけれども、この場合、必須の情報を議論していると私は認識していたのですが、任意の情報の中にそれを入れる、入れないというのは余り議論しなくていいのかという問題だと自分は思っているんですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○松原主査 もうちょっとわかりやすく言っていただけますか。

時間を延長して構わないですか。地震のことがあったので、ちょっと時間を延長します。どうぞ。

○宮内委員 今、杉野委員から提案があった、定款に記載された事業ごとの事業費は、より詳しく

書けばNPO側の信用になりますので、これは任意の情報として記入していただくというのは十分あり得ることだと思うんですけども、ここで言っているフォーマットというのはあくまでも必須のものなので、NPO側が必ず入れなければいけないというものの中にこれを入れるか、入れないかという議論でいいのかどうか。そこの認識がもしずれていたら、ちょっとまずいのかなと思いました。

○松原主査 基本的には、原則必須の情報を議論しているということによろしいですね。だから、任意の情報というのは必須の情報ということです。

○宮内委員 一応、自分の意見を言うておきますと、必須の情報としてはちょっとハードルが高いのかなということ。

○松原主査 それでは、吉田さんどうぞ。

○吉田氏（田尻委員代理） 確認ですけども、NPO法人が入力する情報は必須の情報という前提の議論だったのでしょうか。その確認は取っていないように思うんですけども。

○田和内閣府参事官 この議論の中であったのは、例えば公開用電話番号とか、ホームページとか、こういうことを含めてNPOの基本的に主体性に任せるということがあったと思うんですね。だから、そこを必ず書きなさいというもともと原点に戻ってしまいますから、必要最低限こういう基本情報を入れてほしいということなのですが、それは必ず書けという話ではないと思うんです。

○松原主査 フォーマットとしてあるということですね。

○吉田氏（田尻委員代理） そうですね。その上でなんですけれども、任意の情報であっても定款の内訳にはない方がいいと思ってまして、やはりフォーマットとしてある以上、それは1つの指針になりますので、それに従う何らかのものは働くと思うんですけども、ない方がいいと思っています。

それで、先ほど吉川委員がおっしゃったとおり、新たな作業が追加で発生するというので、それが必要だと思うところ、団体については独自に活動計算書などで添付するところでそういう書類をつくって、より充実したものに努めるということはあるだと思いますけれども、このフォーマット上はなくていいのではないかと考えています。

○松原主査 ほかに御意見のある方は、おられますか。では、町井委員どうぞ。

○町井委員 私も、この事業支出に基づいて定款と照らし合わせてというのは、恐らく現実的に難しいんじゃないかということがあります。

あとは、例えば寄附者からの応援を求めるためにこの情報が必要かという観点で見ても、何をしているかというのが重要であって、その定款をつくったときに理想としていた状態と、自分たちが活動してみてこういったことをやっていくべきだというのは、非常に乖離があるというのは事実です。

それをこういった形でフォーマット化してしまうと、非常にNPOの活動の範囲を狭めてしまうんじゃないかということと、実際にはその定款に書かれていることの中にも、例えば「その他」に属したところで非常にいい活動をしているといったようなケースでは、その他の事業費が多いということで、その団体の定款を将来的に変えるということを想定することは必要かもしれないです。

れども、やはりその団体が何をしているかということはこの事業の資質から判断するというのは難しいのではないかと2点から、ここにNPOのコストをかけさせるというのは余りよろしくないのではないかとというのが私の意見です。以上です。

○松原主査 ほかに御意見ございますか。では、戎井委員どうぞ。

○戎井委員 この事業ごとの収入、費用を計上するという事は、この会計基準にもかなり影響がありまして、NPO会計基準におきましても重要性があればそれを区分する。あるいは、法人が自らこういった事業であるから、いわゆる企業関係で言うセグメントですね。そういった形で、かちっと決まったものではなくて割と緩やかな区分をしますので、それをフォーマットということで画一的に固めるというのは、そういった会計基準とも絡んで難しいのではないかと思います。

○松原主査 ほかに御意見ございますか。

遠藤委員、ちょっと難しいという意見が大勢のような気がしますが。

○遠藤氏(杉野委員代理) 今ちょっとお話ありましたが、会計基準の話も今後引き続き検討していかれるということだと思いますので、今この場でここで反映できないということであれば、それはそれでまた本格的に施行するまでに引き続き御議論していただければと思っております。

○松原主査 それでは、いずれにしても2年後に向けて、またこういう議論というのは繰り返し行われていくことですし、法改正の中でもまた議論が行われることですから、一たん、遠藤委員には御了解いただいて今、出されたフォーマットでいくということをお願いいたしたいと思います。それでも、神奈川の意見は大分取り入れているということは御理解いただきたいと思います。

一応、大きな論点は終わったわけです。終わった点については御了解いただきたいのですが、まだ意見を言っていないという点がありましたらお手を挙げていただきたいと思います。

では、遠藤委員どうぞ。

○遠藤氏(杉野委員代理) 今回のフォーマットの中で定款と、あとは記載事項に変更があった定款とあるんですけども、これは直近の定款があればいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○松原主査 これは、閲覧処理直近の定款があればいいんじゃないかということですか。皆さんどうですか。私もそれでいいような気がしますが。

では、そうします。そこは直近の定款ということですね。あとは、何かありますか。

○遠藤氏(杉野委員代理) もう一点。ここで結論は出ないのかもしれないんですが、認証等事務を権限移譲している場合もあるので、現在、法人情報を市町村が持っているところもあります。それについて、どういうふうの開示していくのかは議論が必要かなと。やり方をどうするのかというのは明らかにしていく必要があるかと思うのですが。

○松原主査 それに関しては多分、新しい公共支援事業と、それから将来的には25年以降の姿と2つ分けて考えなければいけないと思うのですが、田和参事官、その辺は何かお考えとかありますか。ここではもちろん議論してもどうにもならないのですが、少しお考えとかがあればお願いします。

○田和内閣府参事官 私は、余り今はないですけども。

○松原主査 山内審議官、いかがですか。

○山内内閣府官房審議官 もう既に神奈川県さんなどはやっておられて、今度法律で多分、政令指定都市にも移りますね。同じような問題がすべてというか、全国的にいろいろ起きてくると思うので、これはこれでとりあえず都道府県を対象にして固めておいて、今の話は法律ができるまでには少し考えないといけないですね。はっきりさせた方がいいと思います。そこは、事務局というか、内閣府側にお任せいただいて少し詰めたいと思います。

○松原主査 御意見、御提案をいただいたということで、内閣府の方に引き取らせていただいて、いずれにしても都道府県というのは市町村への下ろし方はかなりばらばらですよ。ですから、そういう現状も把握した上で、今後NPO法の改正ですとか、NPO法の新しい運用とかということを検討していく中で、内閣府の方で都道府県でよく協議してこういうものを考えていただくということでもよろしいですか。

あとは、何か御意見としていかがですか。

田和さん、ひと通り論点が終わっているのですが、まだ終わっていない点等がありますか。

○田和内閣府参事官 第5回と言いながら10回ぐらいやったような気分になっていますが、今日いただいた意見を整理してフィードバックしてもう一度皆さんの目を見ていただいて、もしできればこの3月末に専門調査会及び親の推進会議がございますので、そちらの方に報告していければと思いますけれども。

○松原主査 あとは、オブザーバーで来られている長沼さんの方から何かありますか。

○長沼氏（オブザーバー） 公益法人協会の長沼と申します。

今日はありがとうございました。情報開示についての本格的な議論を、2年後に行うというお話でありました。そのときはまたこの議論の場に加えていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○松原主査 公益法人の方も、もう既に先行例がいろいろとありますから、今後こういう議論をするときには是非民間の協議の中に公益法人会とか、できればあとは社会法人、学校法人、その辺りで新しい公共を担ういろいろな主体の情報開示の状況も踏まえてどういうグループ、人と協議すればいいか。これは内閣府でよく御検討いただくということで、よろしくお願ひしたいということでもよろしいでしょうか。

（委員 異議なし）

○松原主査 それでは、よろしいですか。特に最後に一言、言いたいという方おられなければ。

それでは、ひと通り論点は終わりました。あとは、整理して上の専門調査会、それから推進会議に諮っていくことがあると思いますが、あとは主査の私と事務局の方で一任ということでもよろしいでしょうか。もちろん、皆さんに結果をフィードバックしていきますので、一任と言ってもこれ以上、大きく変えたりしませんので、語句の修正とかはありますが、そういう点で一任させていただくということでもよろしいですか。

それでは、委員の皆さんには5回、非常にありがとうございました。長時間でしたが、非常に実のある議論、活発な議論をしていただきました。皆さんの意見を十分くみ取れなくて、今後の議論になるところも多いと思いますが、これは個人的な意見ですが、私としてはNPO法人の情報開示、

これは12年前にNPOができて、そのとき以来、紙ベースでやってきて、あとは所轄庁がインターネットで少しずつやってきた。それを民間が補う形でというか、プラスする形でどんどん先行してやってきているという中で、いよいよ本格的なNPOの情報開示システムというのを今からつくっていかねばいけない。そういうときに、官民が力を合わせてフェアなテーブルで協議していく初めになったのではないかと考えております。

やはり今後こういう協議を続けていく上で行政、自治体、民間データベース、それからそれ以外にいろいろな専門家も含まれてしっかりとした議論を続けていただいて、いいデータベースの開示がこれは官、民ともに寄附者のため、もしくは支援者、もしくは社会のためにNPO法人を信頼してもっとやっていけるデータベースをつくっていける仕組みというものを、これを基に是非考えていただければと思っています。

私どもはこれで閉会しますが、委員の皆様、それから取り分け田和参事官、それから川島さん、事務局の皆様、非常に短い時間にたくさんの方をやっていただいてありがとうございました。

最後に、閉会のあいさつとして山内審議官の方から一言いただいて終わろうと思います。

○山内内閣府官房審議官 本当にありがとうございました。中身も、それから場所も揺れておりますけれども、今後ともまたいろいろ皆さん方のお知恵を拝借しながら、具体のものはこれからまたつくっていきたいと思います。

それで、先ほど主査の方からお話がありましたけれども、この話は専門調査会上げて、その後、「新しい公共」推進会議の方にも上げた上で、対外的にもこういうのをやるぞということでアピールをするということに多分なるだろうと思います。去年の10月に発足した推進会議としては初めてのタマということになりますし、ある意味では地味かもしれないけれども、極めて重要なまさに基盤整備ですので、本当に皆様方のお陰でここまでこられました。松原主査を始め、委員の皆様にご改めて感謝を申し上げたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

○松原主査 どうもありがとうございました。

では、終わります。御苦労様でした。